

令和3年第1回江差町議会定例会資料 No.2

- 資料28：江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第20号関係】 …P93
- 資料29：江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第20号関係】 …P124
- 資料30：江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに特定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第20号関係】 …P134
- 資料31：江差町医療研究資金貸与条例新旧対照表【議案第21号関係】 …P148
- 資料32：江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第22号関係】 …P149
- 資料33：「江差港北埠頭-5.0m岸壁（フェリー岸壁）改良整備事業」計画平面図【議案第23号関係】 …P150
- 資料34：町道路線の廃止位置図【議案第24号関係】 …P151
- 資料35：固定資産評価審査委員会委員の選任について【同意第1号関係】 …P152
- 資料36：人権擁護委員候補者について【諮問第1号関係】 …P153
- 資料37：国・道への要望等状況一覧（12月～2月） …P154

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第4条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第11条—第40条）</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第43条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第44条—第46条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第49条—第55条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条—第59条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第4条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第11条—第40条）</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第43条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第44条—第46条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第49条—第55条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条—第59条）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第70条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第74条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）</p> <p>第5章 雑則（第91条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第70条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第74条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実施の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第10条第1項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設</p> <hr/> <p>の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項</p>	<p>共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識</p>	<p>に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項)において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>及び経験を有する者であつて、第6条第2項に規定する町長が定める<u>研修を修了しているものでなければならぬ。</u></p> <p>2 (略) (運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認</p>	<p>_____。</p> <p>2 (略) (運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略) (新設)</p> <p><u>(10) (略)</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実施の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、</p>	<p>(新設)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実施の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>地域住民の代表者、町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5（略） （従業者の員数等）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 次表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いて</p>	<p>地域住民の代表者、町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>_____（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5（略） （従業者の員数等）</p> <p>第44条（略）</p> <p>2～5（略） （新設）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いるときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>【別記1 参照】 (削除)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域</p>	<p>【別記1 参照】</p> <p>6 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておるときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>密着型サービス基準条例第180条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「<u>本体事業所</u>」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たるとる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 (略) (管理者) 第45条 (略) 2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知</p>	<p>密着型サービス基準条例第180条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「<u>本体事業所</u>」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たるとる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 (略) (管理者) 第45条 (略) 2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者という。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者という。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を集めて行う会議</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2. <u>前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であつて、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たつて、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2及び第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と</p> <hr/> <p>、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以</p>	<p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条</p> <hr/> <p>までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。)」と、</p> <hr/> <p>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第100条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応</p>	<p>下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第100条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならぬ。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 第7項本文の規定にかかわらず、<u>サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>（指定介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならぬ。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業所であつて、<u>指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p><u>10</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 (略)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス</u></p> <hr/> <p>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。<u>その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）</u>まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営</p>	<p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第31条から第34条まで、第36条から第39条（第5項を除く。）</u>まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と</p> <p>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）</p> <p>第87条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（1） 外部の者による評価</p>	<p>規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。）と、</p> <p>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）</p> <p>第87条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（新設）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) <u>前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における準備</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>第5章 雑則</u> (<u>電磁的記録等</u>)</p> <p><u>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、<u>電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）</u>によることができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第 1 条</u> この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>第 2 条</u> この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 4 0 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条、第 5 9 条の 2 〇、第 5 9 条の 2 〇の 3、第 5 9 条の 3 8、第 7 2 条、第 9 9 条、第 1 1 9 条、第 1 3 9 条、第 1 6 7 条、第 1 7 9 条及び第 1 9 2 条において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 3 7 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）、第 3 条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 2 8 条の 2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第 3 4 条にお</p>	<p>附 則 (新設)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いて準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。) <u>第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の2の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第70条、第92条(新地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。)、第113条、第135条、第158条及び第176条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)<u>の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス</p>	

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）</u>及び<u>新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>行うものとする</u>」とあるのは「<u>行うよう努めるものとする</u>」とする。</p> <p><u>（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p><u>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条及び第192条において準用する場合</u></p>	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)<u>並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とする。</p> <p><u>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</u></p> <p>第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条及び第192条において準用する場合を含む。)、第114条第3項、第136条第4項、第159条第3項及び第177条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)<u>及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(栄養管理に係る経過措置)</u></p>	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新地域密着型サービス基準条例第153条の2（新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第153条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（口腔衛生の管理に係る経過措置）</u></p> <p>第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新地域密着型サービス基準条例第153条の3（新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第153条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）</u></p> <p>第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新地域密着型サービス基準条例第161条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるも</u></p>	

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>のとする。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p><u>第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条第1項(新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(ユニットの定員に係る経過措置)</u></p> <p><u>第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第170条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第141条第1項第3号ア及び第177条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の地域</u></p>	

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>密着型サービス基準条例第170条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、<u>なお従前の例による。</u></p>	

【別記1】

改正後

<p>(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正前

(新設)

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）</p> <p>第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）</p> <p>第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</p> <p><u>第8章 雑則（第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たつ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）</p> <p>第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）</p> <p>第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ては、<u>法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報</u>その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>従業者</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、<u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第20条の2</u> 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p><u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u></p> <p><u>第22条の2</u> 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p><u>（1）</u> 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p><u>（2）</u> 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 担当職員は、前号に規定する<u>支援すべき課題の把握</u>（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本として<u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者</u>（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族</u>（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 担当職員は、前号に規定する<u>解決すべき課題の把握</u>（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者</u>（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者 と共有するとともに、当該介護予防サービスクラス計画の原案の内容につ いて、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する 照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10) ～ (26) (略)</p> <p>第8章 雑則 <u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第3.5条 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た</u> <u>る者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予</u> <u>防支援の提供に当たたる者(次項において「指定介護予防支援事業者等</u> <u>という。)</u>は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条 例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条にお いて準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準 用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)につい ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁气的 方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られ る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい</p>	<p>以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者 と共有するとともに、当該介護予防サービスクラス計画の原案の内容につ いて、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する 照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10) ～ (26) (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>う。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」とい</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>う。) <u>第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第70条、第92条（新地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）、第113条、第135条、第158条及び第176条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を</u></p>	

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p><u>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものと</u></p>	

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>する」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p><u>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条及び第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>	

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第6条—第31条）</p> <p>第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）</p> <p>第7章 雑則（第33条）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第2条）</p> <p>第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）</p> <p>第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第6条—第31条）</p> <p>第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）（新設）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「<u>主任介護支援専門員</u>」という。）でなければならぬ。ただし、<u>主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 _____ でなければならぬ。</p> <p>—</p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること _____</p> <p>—</p> <p>—</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち<u>に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）</u>によつて提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、<u>テレビ電話装置等の活用につ</u></p>	<p>理解を得なければならぬ。</p> <p>3～8（略）</p> <p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いて当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勸案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p><u>(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス</u></p>	<p>をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勸案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>計画を市町村に届け出なければならない。</p> <p>(21)～(30) (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施す</p>	<p>(21)～(30) (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他運営に関する重要事項</p> <p>(新設)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならぬ。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</p> <p>第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</p>	<p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ、るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第7章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第33条 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)</u>は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第14条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>識することができる方法をいう。) によることができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所)であつて、同日において当該事業を行つていない事業所)であつて、同日において当該事業所における第4条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成33年4月1日までの間は、第5条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項（第3条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条中指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第5</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>9条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「<u>新地域密着型介護予防サービス基準条例</u>」<u>という。</u>)<u>第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「<u>新指定介護予防支援等基準条例</u>」<u>という。)</u>第3条第5項及び第28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)</u>並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「<u>新指定居宅介護支援等基準条例</u>」<u>という。)</u>第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」<u>とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第70条、第92条(新地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。)、第113条、第135条、第158条及び第176条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第</u></p>	

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「<u>重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u>とする。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（新</p>	<p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p> <p><u>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条及び第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第5条及び第8条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>は、「<u>講ずる</u>よう努めなければ」とする。</p>	

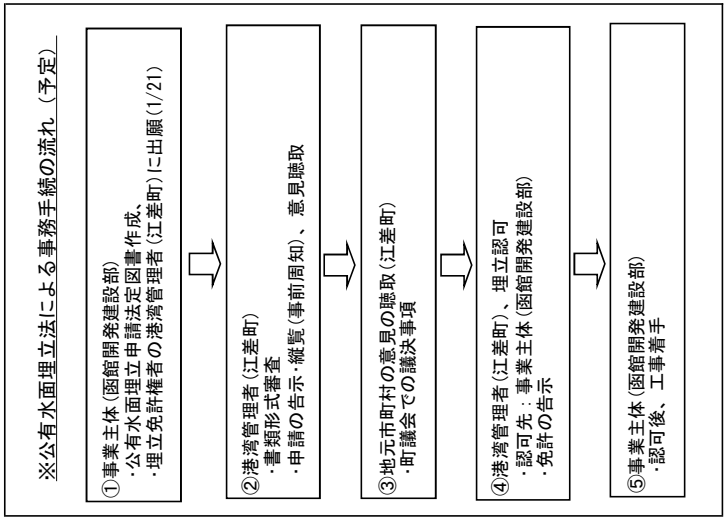
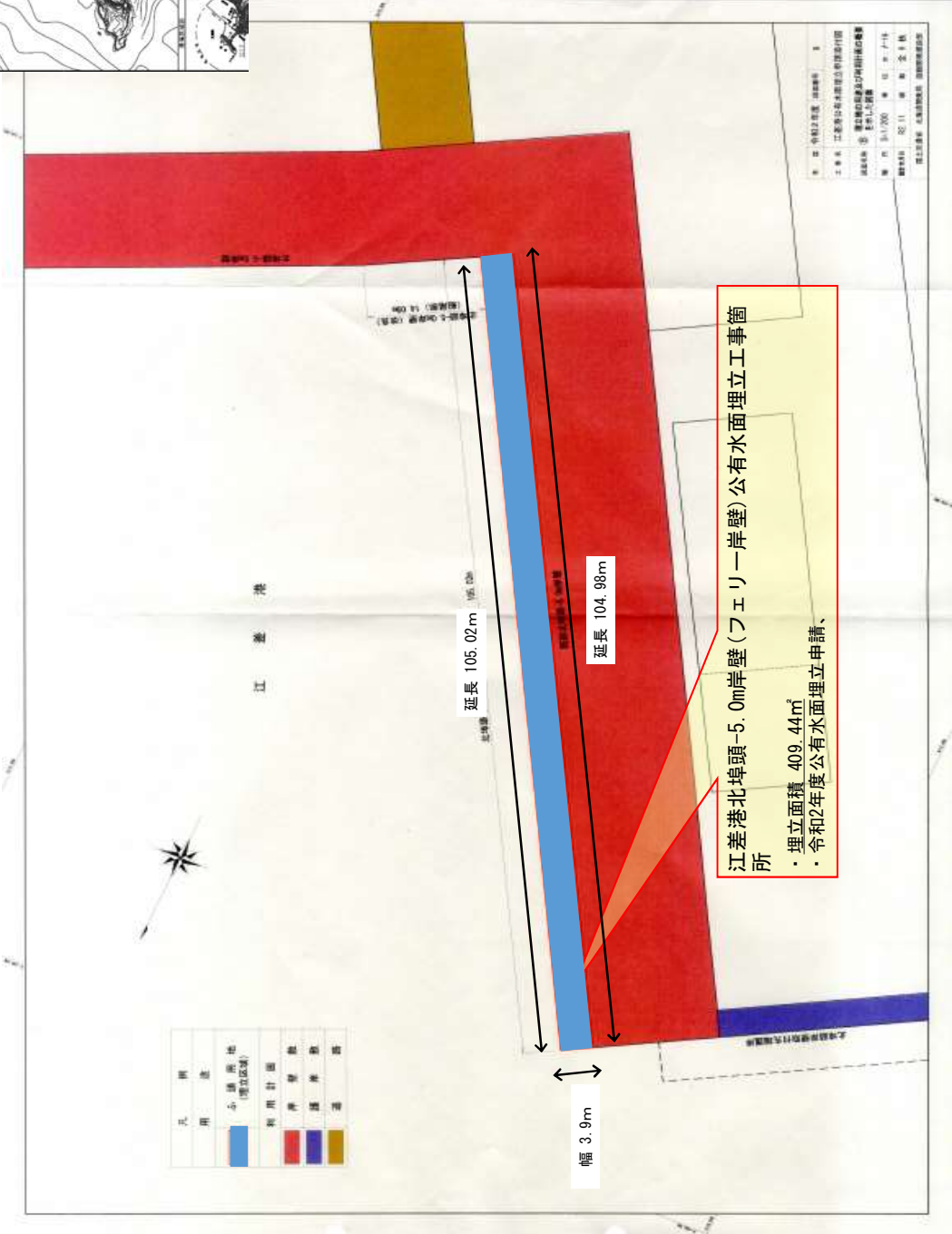
江差町医師研究資金貸与条例新旧対照表

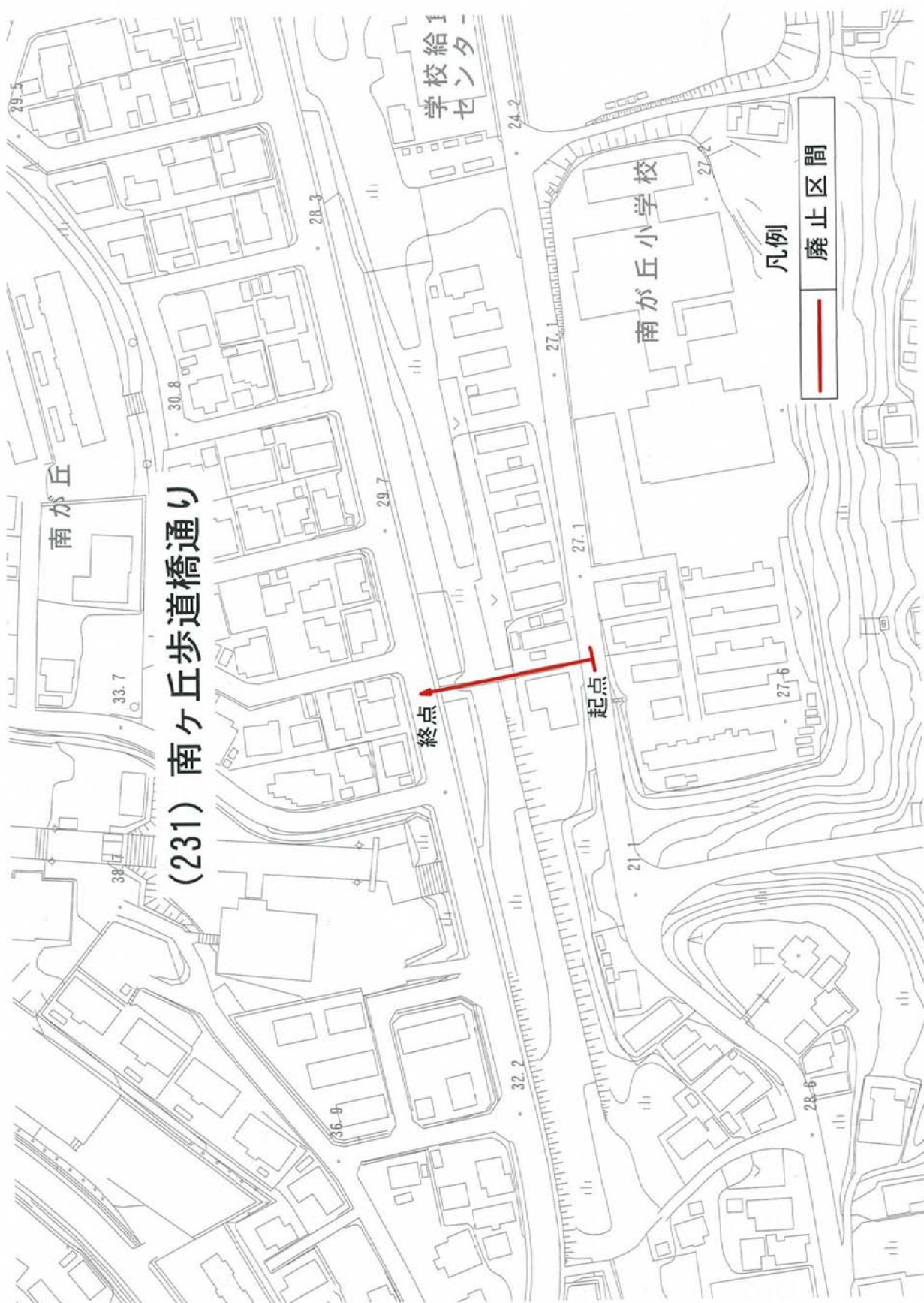
改正後	改正前
<p>附 則 (削除)</p>	<p>附 則 2 <u>この条例は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、その時までに貸与した研究資金の返還、延滞利息等の規定については、この条例は、その時以降もなお効力を有する。</u></p>

江差町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症_____に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	

「江差港北埠頭-5.0m岸壁(フェリー一岸壁)改良整備事業」計画平面図





氏 名 阿部 世津子

生年月日 昭和26年3月3日生(70歳)

住 所 江差町字姥神町91番地

最終学歴 弘前学院短期大学

主な職歴 昭和49年4月 奥尻町立稲穂小学校 教諭

昭和51年4月 江差町立南が丘小学校 教諭

昭和61年4月 江差町立江差小学校 教諭

平成8年4月 江差町立江差中学校 教諭

平成14年4月 瀬棚町立馬場川小学校 教頭

平成18年4月 上ノ国町立小砂子小学校 校長

平成22年5月 退職

公職歴等 平成27年4月から現在 江差町固定資産評価審査委員会委員



氏名	なかのたかひろ 中野孝弘
生年月日	昭和47年12月9日生（48歳）
住所	檜山郡江差町字田沢町559番地4
最終学歴	平成3年3月 北海道江差高等学校卒業
職歴等	平成3年4月 (株)道拓開発 平成5年4月～ 檜山南部森林組合総務係長
公職歴等	平成9年～ 江差町消防団第5分団員 平成20年～ 江差町消防団第5分団班長 平成23年～ 江差町消防団第5分団部長 平成31年～ 江差町消防団第5分団分団長 平成24年4月～ 人権擁護委員（1期目） 平成27年4月～ 人権擁護委員（2期目） 平成30年4月～ 人権擁護委員（3期目）



【令和2年度 国・道への要望等状況一覧】

(令和2年10月28日から令和3年1月31日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
新幹線木古内駅活用 推進協議会 (江差町)	1. 木古内駅の下り列車について、次回のダイヤ改正で、はやぶさ7号及び13号の停車並びに臨時列車はやぶさ9号の定期化 2. 乗車料金について、利用者の利便性に配慮した改定	・北海道旅客鉄道株式会社	10月28日 (要望書提出) (札幌市)
江差町	下記事業の早期着手及び整備促進 1. 岸壁(-5m)(北)の老朽化改良 2. 物揚場(-3.5m)の整備促進 3. 港湾施設用地(護岸)の整備促進	・国土交通省港湾局 ・国土交通省北海道局	12月23日 (要望書郵送提出)
江差町	1. 北の江の島構想の推進 2. 高規格幹線道路木古内・江差間の早期着手	・国土交通省北海道開発局 函館開発建設部	1月21日 (函館市)
江差町	中心市街地活性化に向けた意見交換	・経済産業省北海道経済産業局	1月25日 (札幌市)

